

## 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して遊び、生活できる場を提供し、健全な育成を図る大切な施設です。

放課後児童支援員等の職員については、突発的な事故が生じた場合に、それに対応する職員のほか、その職員以外で児童やその保護者への対応が必要になることから複数配置が必要となります。この職員の配置等については、国が基準を定め、市町村が条例を定める際に従うべきものとされておりますが、放課後児童支援員の人材が不足している地方から基準緩和を求める提案が地方分権の議論の場に提出されており、これを受けて国では、当該「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に緩和する方針を示し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとしております。

仮に、従うべき基準が緩和され、職員が1名で多くの児童に対応することになった場合には、放課後児童クラブの児童の安全が確保できない可能性があります。放課後児童クラブの運営において最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものです。これを単に放課後児童支援員等の人員の確保が難しいという理由によって、緩和すべきではありません。

よって、国においては、児童の安全を確保するため、放課後児童クラブの職員配置基準等に係る「従うべき基準」を堅持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成31年3月19日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣特命担当大臣（少子化対策）

内閣特命担当大臣（男女共同参画）

内閣特命担当大臣（地方創生）

花巻市議会議長 小 原 雅 道